

釜石市起業挑戦サポート事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市内での起業を促進することにより、地域経済の活性化を図るため、新規起業者が市内で事業所を新たに展開するために要する経費に対し、予算の範囲内で、釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、新規起業者とは、令和4年2月1日から令和5年2月28日までの間に、税務署に個人事業の開業届出書を提出し受理された者又は会社設立の法人登記を行った法人で、市内に主たる事業所を設置したものをいう。

(対象者)

第3条 補助対象者は、新規起業者であって、次に掲げる要件を全て具備するものとする。

- (1) 令和4年3月31日以前に国、県又は市の起業に係る支援金若しくは補助金等の交付を受けていないこと。
- (2) 市区町村税の滞納がないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- (4) 釜石市暴力団排除条例(平成27年釜石市条例第37号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 営業に必要な許可等を取得していること。
- (6) 釜石商工会議所の事業計画作成指導を受けること。

(交付対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

交付対象経費	補助金額
報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費及び備品購入費	交付対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満は、切り捨てる。)とし、50万円を限度とする。

(交付申請等)

第5条 補助金交付申請の期限は、令和5年2月28日とする。

2 交付要領第3条第1項第5号の規定により其他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 市区町村税に係る納税証明書
- (2) 個人事業の開業届出書の控え又は法人の登記事項証明書の写し
- (3) 営業に必要な許可等を取得している場合においては、当該許可書等の写し
- (4) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書
- (5) 商工会議所の指導を受けて作成した事業計画書

(交付の条件)

第6条 交付要領第6条第1項の規定により要綱で定める交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を2年以上継続して実施し、補助金交付決定日から2年を経過するまで毎年3月31日までに事業成果を報告すること(補助金交付決定日から2年未満の期間において事業実態が確認できない場合、既に交付した補助金を返還させることができる。)
- (2) 補助事業により取得した資産を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を釜石市に納付させることがあること。
- (3) 補助事業により取得した資産は、事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。

(交付申請等の特例)

第7条 補助金交付決定日より前に購入又は支出を行った事業に要する経費について、令和4年4月1日以降に購入又は支出を行った事業に要する経費であれば交付対象経費とすることができるものとする。

(届出事項)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(完了期限等)

第9条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、令和5年3月10日とする。

2 交付要領第10条第5項の規定によりその他の要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 起業に要した経費が確認できる書類(領収書等の写し)
- (2) 補助事業により取得した財産又は機械器具の保管状況を明らかにした台帳

(財産の処分の制限)

第10条 交付要領第14条に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。